

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	軽自動車税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

国東市は、軽自動車税関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利権益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

大分県国東市長

公表日

令和6年12月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税
②事務の概要	軽自動車等(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、2輪の小型自動車)の所有者の情報を管理する。毎年4月1日現在の軽自動車等所有者にかかる税額を算出し、納付書を発行する。 ①軽自動車等情報を管理する。(登録、廃車、名義変更、標識番号変更等) ②4月1日現在の軽自動車等所有者にかかる税額を算出し、納付書を発行する。 ③軽自動車等情報の照会、車検用証明書の発行。 ④軽自動車税等情報の通知漏れ(登録、廃車、名義変更、標識番号変更等)があった場合 随時更正処理を行う。
③システムの名称	Acrocity、中間サーバー、AWS(ガバメントクラウド)
2. 特定個人情報ファイル名	
課税情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報提供の根拠 なし(行わない) 情報照会の根拠 番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課総務係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課市民税係
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月2日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月2日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申告時の本人確認を徹底し手続きに必要な項目のみ記入するようになっており、システムにおいても必要項目のみ入力できる仕様となっている。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

〔 3 〕 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の手入が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

申告時において手続きに必要な項目のみ記入ようになっており、本人確認を徹底している。またシステムへのアクセス権限も制限されている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月30日	I システムの名称4法令上の根拠	情報提供の根拠 なし(行わない) 情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二 第27項	情報提供の根拠 なし(行わない) 情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二 第27項	事後	
令和5年7月31日	II しきい値判断項目1対象人数と2取扱者数	令和2年10月1日時点	令和5年7月31日時点	事後	
令和6年12月2日	I 関連情報 1. 特手個人情報ファイルを取り扱う事務	Acrocity、中間サーバー	Acrocity、中間サーバー、AWS(ガバメントクラウド)	事前	
令和6年12月2日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 第16項	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表24の項	事後	
令和6年12月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報提供の根拠 なし(行わない) 情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二 第27項	情報提供の根拠 なし(行わない) 情報照会の根拠 番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	
令和6年12月2日	II しきい値判断項目1対象人数と2取扱者数	令和5年7月31日時点	令和6年12月2日時点	事後	
令和6年12月2日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		[十分である] 申告時の本人確認を徹底し手続きに必要な項目のみ記入するようになっており、システムにおいても必要項目のみ入力できる仕様となっている。	事後	評価書様式変更
令和6年12月2日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[3]権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] [十分である] 申告時において手続きに必要な項目のみ記入するようになっており、本人確認を徹底している。またシステムへのアクセス権限も制限されている。	事後	評価書様式変更